

平成 2 9 年

総務委員会会議録

と き 平成29年11月28日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会総務委員会

日 時 平成29年11月28日（火） 午前10時00分～午前11時56分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤昌宏君 副委員長 あくつ広王君
委員 高橋伸明君 委員 飯沼雅子君
委員 石田しんご君 委員 須貝行宏君
委員 吉田ゆみこ君 委員 松澤利行君

出席説明員 桑村副区長 中山企画部長
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 秋山参事(財政課長事務取扱)
小林施設整備課長 中元広報広聴課長
木村報道・プロモーション担当課長 仁平情報推進課長
榎本総務部長 米田参事(総務課長事務取扱兼危機管理室長)
島袋人権啓発課長 黒田人事課長
立川経理課長 伊東税務課長
齋藤会計管理者 安井選挙管理委員会事務局長
江部監査委員事務局長 久保田区議会事務局長
持田河川下水道課長

午前10時00分開会

○伊藤委員長

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、「議案審査」、「所管事務調査」、および「その他」を予定しております。

なお、議案審査に際し、河川下水道課長にご同席いただきますので、よろしく願いいたします。

1 議案審査

(1) 第72号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。

まず、(1)「第72号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、第72号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。

本議案は、平成29年3月31日に公布された雇用保険等の一部を改正する法律によりまして、関連する法律等につきましても改正が行われまして、地方公務員の育児休業等に関する法律についても一部改正が行われました。これらに伴う条例改正でございます。

1ページの1、「趣旨」でございます。改正内容は、主に2点でございます。1点目は、(1)非常勤職員（一般職）の育児休業の取得可能期間につきまして、「子が1歳6カ月に達する日まで」を「子が2歳に達する日まで」とするものです。

2点目は、(2)保育所等に入れない場合の再度の延長等に関する規定の整備を行うものでございます。

2、「改正内容」でございます。(1)が、第2条の4関係の改正でございます。一般職の非常勤職員の育児休業の取得可能期間の延長でございます。

区におきましては、対象となりますのは、再任用の短時間勤務職員でございます。

現行の制度といたしましては、原則として子が1歳に達する日まで取得することができますが、保育所に入れない等の場合につきましては、例外的に子が1歳6カ月に達する日まで取得できるというものでございます。

改正後は、子が1歳6カ月に達した時点で、なお保育所に入れない等の場合については、再度申出することにより、育児休業を子が2歳に達する日まで取得できることとなります。

これは、保育所への入所が一般的に年度初めであるということ踏まえまして、1歳6カ月に達した日から年度末までの期間につきまして、育児休業取得可能期間が経過しておりますと、保育所に預けることができず、かつ育児休業も取得できない期間となることから、保育所への入所機会を確保する観点から改正されたものでございます。

(2)、こちらも条例案の第3条、第4条および第8条関係の改正でございます。再度の延長等に関する規定整備でございます。

これは、育児休業の期間の再度の延長等ができる特別の事情として、現行では、配偶者の負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他、育児休業の終了や延長の請求時に予測する

ことができなかつた事実が生じたことなどを要件としてございますが、今回の改正によりまして、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」、いわゆる不承諾になった場合についても、子の養育に著しい支障が生じる特別な事情として明文化するものでございます。

この規定改正につきましては、一般職の全職員が対象となるものでございます。

3、「施行期日」につきましては、公布の日からでございます。

資料の3ページ以降は、条文の改正の新旧対照表でございます。

私からの説明は以上でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

この条例にかかわる方が非常勤職員の一般職ということなのですが、この非常勤職員の一般職というのは、庁内のどこでどのようなお仕事をされていらっしゃる方なのか、何人くらいいらっしゃるのか教えてください。

あと、この間、お聞きしたら、現状では対象者がいませんということなのですが、対象となり得る人はどのような人なのかを教えてください。

○黒田人事課長

まず、通常は区での非常勤というのは特別職の職員ということになりまして、特別職の職員というのは、地方公務員法上、常時勤務を要しない職ということで、通常の非常勤は特別職という位置づけなのです。こちらに規定しております一般職の非常勤というのは、区で申しますと、定年退職した職員のうち、再任用されている者で、非常勤ということで短時間、フルタイムでない勤務をしている職員のことでございます。

人数につきましては、平成29年4月1日時点で180人おります。育児休業ということでございますので、この場合ですと1歳6カ月または2歳の子を養育しているということでございますと、通常ですと、養育里親になっているという状況等でなければ、なかなか育児休業の要件に該当することがありませんので、現時点で、区では対象となる職員がいないということでございます。

○飯沼委員

再任用の非常勤職員なので、お年が上の方が多いので、出産などにはあまりかわりがないということなのですが、今言った、里親や養子縁組、あと、すぐ生まれただけでも、夫婦で年齢が離れていて、お子さんに恵まれたといったケースだと、これに該当するかどうか。そこがもう一つ。

あと、再任用の短時間の方ということですが、フルタイムの人は正規と同じ扱いなのか。そのところを教えてください。

○黒田人事課長

まず、子の範囲でございますが、いわゆる里親ですとか、特別養子縁組の成立について、家庭裁判所で決定したものでございますとか、そういった方が対象になります。

あとは、配偶者との年齢が離れている場合にも、この制度が適用されるということになるかと思えます。

フルタイムにつきましては、一般職のフルタイム職員ですので、職員と同じ制度であるということで

ございます。

○飯沼委員

あと、改正内容のところ、1ページの2、改正内容の(1)のところは、非常勤職員の一般職の方で、(2)のところは、第3条と第4条と第8条関係は、全職員にかかわるというご説明でした。そちらのほうを見て、わからないのが、第8条は全部育児短時間勤務のことですよね。これと、今回の絡みがどういう関係なのか。どこがどう変わるのか、第8条関係で教えてください。

○黒田人事課長

第3条、第4条、第8条につきましては、育児休業を延長したり、再承認する場合に、今までですと、配偶者が疾病で入院したとか、育児休業をとらないと子の養育ができない状況のときは、特例として、区で再度延長を認めたり、再承認できるという規定だったのです。その要件の中に、保育所に入れないということも新たに養育を困難とする事由として、国家公務員も同じような規定になりましたので、追加するというところでございます。

第8条の短時間勤務につきましても、こちらのもとになる地方公務員の育児休業等に関する法律で、短時間勤務についても、子どもを養育する必要がある場合に、短時間勤務ができるという規定がございます。その要件の中で同じように要件を緩和するというところで、保育所に入れないということが、養育を困難とする要件として該当するようになったということで、いわゆる育児休業の部分とあわせて短時間勤務の要件も緩和が行われたというものでございます。

○飯沼委員

今のところなのですが、育児短時間勤務、第8条のところは、保育園に入れなくて、育休をとらないで時短を選ぶということですか。そこのところがよくわからないので教えていただきたい。

(2)のところにかかわって救われるというか、助かるというか、これが利用できる人は何人ぐらいいるのかというのが1つ。

あと、一番最後、施行期日の前のところに「(2)の規定は育児休業を取得することができる全職員で、一般職が対象となる」とありますけれども、一般職の育児休業は、正規の方は3歳までかなと思っているので、その辺も少し教えてください。

○黒田人事課長

正規職員の育児休業につきましては、3歳までとれるということでございます。

今回の改正によって、一番大きな例ですと、一般職員の例を申し上げますが、出産して、産休の後に育休をとると、現行の制度ですと、1回は延長ができるということでございますので、通常ですと、例えば1歳ぐらいまで1回目をとりますと、年度の途中だったりします。その後、1回延長したときに、年度末まで、要するに4月の復帰を目指して、年度末まで1回延長してしまうと、再度の延長というのが、先ほど申し上げたとおり、今までは事由が狭かったので、保育園に入れないという理由では、再度の延長を認める規定が条文上はなかったということでございます。今回、保育所不承諾ということであれば、再度の延長の要件が緩和されましたので、再度延長ができる。それも、3歳までしか育児休業はとれませんので、その中では、3歳までなら1回延長ができて、再度の延長ができるという制度の中で、どう自分の中で子育てや職場復帰を考えるかという意味では、以前よりは少し制度が活用しやすくなったのかなと考えています。

どのぐらいの人数の職員が対象となるのかということでございますが、育児休業は3歳までとれますので、延長する予定なのかどうかというところは、ご本人でいろいろと違いもありますので、育児休業

をとる職員が対象であるということになるかと思えます。

○伊藤委員長

ほかにご質疑ございますか。

1点だけいいですか。この条例の対象になる人数が極めて少ないわけです。だから、それをどうして制定するのかという目的と、例えば、将来、何かしらを考えていらっしゃるのかということと、何か国の方向性として示されたものがあつたのでしょうかという確認をお願いいたします。

○黒田人事課長

まず、もともと非常勤職員は育児休業がとれないことになった制度でございました。それが、平成23年に法改正がございまして、非常勤職員でも育児休業がとれることになったときの設定として、再任用短時間勤務職員が対象となったということがございました。

今回、いわゆる民間の育児・介護休業法が改正になりましたので、そちらで1歳6カ月から2歳ということになりました。そこから、関連法案ということで、地方公務員の育児休業等に関する法律でも、非常勤職員が該当してくるということで、関連で改正になったということです。全体的な国の育児休業の法案の構成の中で、そのように変わってきているということだと思います。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

ほかにはないですか。

では、ほかには発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

賛成の理由は、一般の常勤の職員の方は既に適用になっていると思うので、非常勤の方もそういう制度を設けなければいけないと思いますので、賛成します。

○伊藤委員長

公明党。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

一言、申し添えます。先ほども課長からご説明がありましたが、今まで認められていなかった部分を含めて休業の取得可能期間を長くするという点については、国でも働き方革命というところで、さまざま取り組んでいることに伴っての改正というところで、育児休業等の可能性がそれだけ拡大するという点で、私どもとしては賛成いたしたいと思えます。

○伊藤委員長

共産党。

○飯沼委員

一言。正規職員と非正規職員の格差は解消していきたいなと思っておりますので、それに近づいている方向なので賛成いたします。

○伊藤委員長

民進党・無所属。

○石田（し）委員

賛成です。

○伊藤委員長

それから、無所属品川。

○須貝委員

我々も賛成いたします。今、働き方改革というものが出ております。さまざまな事情がある中で、このように働く人に対する対応がだんだんよくなるということは歓迎したいと思います。

ただ、関係者への周知といいますか、まだまだ知らない人もたくさんいらっしゃると思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

○伊藤委員長

品川・生活者ネットワーク。

○吉田委員

賛成いたします。

○伊藤委員長

松澤委員。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、これより「第72号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(2) 第74号議案 第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約

○伊藤委員長

次に、(2)「第74号議案 第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約」を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○立川経理課長

それでは、第74号議案の第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格、1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございます。

戸越地区および西品川地区における浸水被害の軽減を図るため、第二戸越幹線を整備することから、西品川公園内に立坑を築造する工事を行うものでございます。

恐れ入りますが、経理課資料の1ページをご覧ください。契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、2ページの入札状況調書のとおりでございます。

1ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含め10億9,620万円。

契約の相手方は、不動テトラ・浅川建設共同企業体、代表者、株式会社不動テトラ東京本店、常務執行役員本店長、木下昇でございます。

支出科目は、平成29年度一般会計、平成30年度から平成32年度まで債務負担行為であります。

工事の概要でございますが、3ページの概要書をご覧ください。

工期は、平成32年6月25日でございます。

4の「工事内容」は、西品川公園内に上流部シールドの発進および下流部シールドの到達の地点となる立坑を築造するものでございます。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件について、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

今回の契約金額が、10億9,620万円で決まったわけですけれども、資料の一番最後のところに断面略図がついております。深さは約40m、内径が10.5mで、かなり大きな立坑であると思っているのです。この下水道工事は、工事として規模的に大規模なほうなのですか。工事の内容的に、この規模がどの程度の規模なのかということと、今回は10億9,620万円なのですが、これは、上流部と下流部のシールドの発進・到達地点の立坑なのですが、全体の予算として、両方が通ると、どのくらいの金額になる工事なのか。予算の全体像もわかったら教えていただきたいと思います。

○持田河川下水道課長

まず、この下水道工事の規模でございます。大きいか、小さいかというのは、もっと大きいものもございまして、なかなかひとえに言い切れないところがございまして、区で下水道事業を委託する中では、非常に規模の大きな事業という認識がございまして。

次に、全体の事業費ということでございまして。こちらは上流部と下流部ということで、分けて事業が進められてございますが、今、予定としましては、上流部でおおむね65億円、下流部で45億円ぐらいということで、110億円というのを、全体の事業費ということで考えているところでございます。

○飯沼委員

すみません。何かばらばら聞いてしまいそうで。

上流部が65億円ぐらい、下流部が45億円ぐらい、かなり大きな工事だということ。全部開通するのがいつなのかというのを教えていただきたい。

あと、立坑の工事の方法をわかりやすく簡単に教えてほしい。

付帯工で防火水槽撤去等とありますけれども、これが一体何なのかを教えていただきたい。

実際に工事をするところから周りに騒音が出ると思うのですが、防音の対策などもとられていて、そういった金額も全部ここに含まれているのかどうか。

あと、残土がかなり出ると思うのですが、残土処理のことで、どこで処理されるのかもわかたら教

えてください。

○持田河川下水道課長

まず、全体の事業期間でございます。今、全体の事業の終わる時期としては、平成36年を目標として進めているところでございます。

続きまして、工事の方法でございます。こちらは、総務委員会資料にもありますけれども、鋼製セグメント圧入工法と、これだけではなかなかわかりにくい名前ではありますが、イメージとしましては、鋼製の10mの輪っかをつくりまして、それを地面にぐっと押し込みます。押し込んだ後に、その中の土を掘削しますと、リング1つ分の穴が空くと。その後、もう一つリングを上重ねて、ぐっと押し込んで、また掘って、またリングを重ねて押し込んでということを繰り返しながら、約40mの深さまで掘っていくといった工法になります。

続きまして、付帯工として撤去するものは何ですかということです。これは、消防の防火水槽が西品川公園にございまして、こちらを工事期間中は撤去させていただいて、工事が終わった後には、また設置するという形で、消防署と協議しながら進めていくものであります。

続きまして、工事中の防音対策等でございます。先ほど私が説明しました工法というのは、さほど騒音、振動等はない工法でございます。その後、トンネルの工事に入りますが、その際には、防音ハウスという大きな物置、倉庫のようなもので全体を囲うということになっています。当然、こういった環境対策の事業費も全て含めた形での事業費となっております。

残土につきましては、今、具体的な搬出先は失念してございますが、当然ながら、残土は全体で不正に処理しないような形で搬出先を決めてございます。

○飯沼委員

あと、契約のところなのですが、いつも伺っています、辞退の理由を1つ。

あと、落札されたところが、予定価格の98.3%の金額なのです。漏れたところが99.4%の入札価格なのですが、この差というのはどういうところであらわれているのか。そういうものははっきりするのかどうか、その点を教えてください。

○立川経理課長

まず、1点目、辞退理由でございますが、こちらは、配置予定技術者の調整がつかなかったというところでございます。

それから、金額の違いでございますが、これは、それぞれの企業で積算した結果ということでございます。

○飯沼委員

その辺がどうなのかなというのが、すごく関心があるのです。企業の中身というか、秘密といえば、秘密なのですかね。そういうところの違いで、金額の安いほうに決まっていくということなので、その辺を知り得る手立てはないのでしょうか。そこにすごく関心を持っているのです。

○立川経理課長

それぞれの企業がそれぞれに積算しているということでございますので、内訳については把握できるのですが、実際、どういう経緯でこういう金額になったかというのは、そこまでわからないという状況です。

○飯沼委員

あと2点。不動テトラと浅川建設の共同企業体が受注するわけですが、このような大きな工事

をやる場合の募集対象者という、全国になるのですか。その範囲を教えてください。

○立川経理課長

区の発注工事としましては、大規模なほうでございますので、今回はJ V発注ということで、共同企業体方式で入札を受け付けるということになります。

それで、どういった参加条件かと申しますと、まず、第1グループというのは、公的企業を担っていただく必要があるということで、基本的に格付というのを、それぞれの企業が持っておりますので、その上位の企業を第1グループと言っております。こちらは、いわゆる本店がどこにあるとか、そういった地域要件はないということでございます。

第2グループ以下になりますと、品川区内の業者であるということが要件になるということでございます。

○須貝委員

お聞きしたいのですが、近年、異常気象が報じられていて、降雨も100mmを超えることがあるというのが新聞報道であります。特に都心は道路面、それから、敷地がコンクリートまたはアスファルトになっていて、降雨を吸収する場所がない。今回もこのように戸越幹線の整備をするわけですが、1時間50mmの降雨に対応するとなっておりますけれども、本来、どんどん数値を変えていかないと、100mmにするのかはわかりませんが、50mmでやったら、ああ、もう少し時代遅れだなという場面が、確率的にこれから出てくることもあり得るわけですね。

そうしたら、この数値というのは、浸水被害を考えるならば、柔軟に見直しをするべきではないかなと思うのですが、その辺はどのようなお考えなのでしょう。

○持田河川下水道課長

どこまでの降雨量に耐えられる設備をつくるかというのは、非常に難しいところでございます。東京都全体の中で豪雨対策の考え方をどう整理していくかということで、雨の強さに対して、この施設は100mm、この施設は70mm、この施設は50mmと、それぞれに設定するのは非常に難しく、こちらの施設につきましても、降った雨は目黒川のほうへ流す。では、目黒川の方の能力は大丈夫なのかという話になってまいります。

そういったことから、今、基本的に進めていくのは、まず50mmという部分については、しっかりと川に流すということです。こちらの西品川の地区につきましても、これまで雨を一時的にためる貯留施設や調整池がございますので、今度はこういったものが、50mmを超える雨が降ったときにはこれが機能して、もう少し浸水を防ぐ機能として発揮するだろうということでございます。

50mmというところは、ベースとしては、まずしっかりとそれを流すということをやっていくということが前提になってまいります。また、今後、大きな雨、大きな被害等が出たときには、そういったところで目黒川の能力といったこと等、全体を踏まえながら見直すという議論にもなってくるかなと思っております。

○須貝委員

このようにそれぞれ異常気象で50mmや100mmを超える、さらにもっと超える危険度がこれだけ高くなっているならば、今後、工事はたくさんあると思うのですが、今、確かに1時間50mm対応ということで、それはわかるのです。しかし、やはりどんどん変えていかないと、1,200万人の都民、まして都心部には、800万人の方が住んでいる中で、特に湾岸に近い方の浸水被害はかなり高い確率で、我々でも想定できるわけです。そういうものは、河川下水道課でも数値を考えて、上げていく

姿勢はあるのですか。

ずっとこのところ50mm対応で来ていて、その辺にギャップを感じるのですが、もう一度だけご見解をお聞かせください。

○持田河川下水道課長

今、第二戸越幹線では、ご指摘になった50mmが基準で、それを川に流していくということなので、従来はこのアイデアは、いろいろと雨をためる施設などを幾つかつくって対応していたのですが、まず、50mmはしっかり川に流していくということで、50mmプラスアルファという事に基本的にはなっています。

なかなか所管で雨の対策の規模を決めにくいところはございます。しかしながら、50mmを超える部分についての対策を何も考えていないわけではなく、こういったいろいろな既存の施設を使いながら、50mmを超えるときでも対応できるようにという姿勢であるのは間違いないというところでございます。

そこから、さらに70mm、100mmという世界に入ってきますと、これは東京都全体、河川も含めた全体の取組みが必要になっていくということがございます。今、委員が言われたように、50mmというのは、少しギャップを感じるというところは、私も感じるところではございますが、そういった中で、浸水被害がどういうところに出るかといった考え方などとあわせながら、50mmプラスアルファのところも少し考えていくという時期になっていくと思います。

○吉田委員

須貝委員の質問と似たようなところがあるのですが、私も50mmの降雨に対応する浸水対策というのが、今現実に戸越・西品川地区において起きている浸水被害をどの程度軽減することにつながると想定されての工事なのかということをお伺いしたいと思います。

○持田河川下水道課長

こちらの事業のきっかけとなりましたのは、平成25年7月に豪雨がありまして、平塚地区で14棟ぐらい床上浸水があったというのを1つのきっかけとしてございます。そのとき、雨は50mmより強く降っておりますが、床上浸水ということで被害が大きくなっているところであります。我々は50mm対策で、目黒川まできっちり流すという対策により、少し能力アップにつながるだろうという中で、こういった床上被害が出るようなことは、今回の工事をする中でなくなるだろうと考えています。

ただ、何度も繰り返しますが、70mm、100mmという、すごく大きな施設をつくるわけではございませんので、浸水被害といったものが完全になくなるかということ、そこはなかなか難しいところでございます。しかし、そういった床上で大きな被害が出たものについては、今回の対策の中で何とか解消し得るのではないかと考えてございます。

○吉田委員

では、完璧ではないにしても、床上ということは、生活にも後々影響を与えるということで、最低限対策をするという趣旨と捉えてよろしいでしょうか。

確かに、異常気象ということを見ると、これからまた変わってくる場所もあるのかなと思うのですが、それでもどこかで決めて対策しなければいけないということは理解できるのです。かなり大きな工事ですし、こういった工事による負荷というのも、近隣の方にはあるのかなと思うと、これでどれくらいの被害が防げるようになるのだという周知は、現地の方たちにはされているのでしょうか。その辺を少し教えてください。

○持田河川下水道課長

この事業につきましては、地域の皆様に説明会なども実施いたしまして、今、私が説明しましたように、50mmまでは、これまではためていたものが目黒川にざっと流れて、それ以上のものがためられますというご説明をさせていただきます。

今回の対策での効果の理解という部分では、特に説明会の中では、それ以上のご説明はしなかったのですが、こちらの地域の方は、もともと浸水被害が比較的多く発生しているところでございますので、50mmまでは流すとか、それ以上はためるという我々どもの説明で、なるほど、それは能力が上がるねという形で、比較のご理解をいただいたほうだと思っております。

○石田（し）委員

まず、先ほど、須貝委員からお話があったように、今50mmで対応できないような豪雨が起きてしまっている現実がある中で、やはりそこは東京都としっかり連携して、それ以上の豪雨に対しての対応をしていただきたいと思うのです。

今回、戸越・西品川地区における工事ということで、例えば品川区内のほかのエリアで豪雨があったときに、これと言えば1時間50mmの豪雨に対応しているところはどこにあって、対応していないところはどこなのかを教えていただきたい。

それと、西品川一丁目エリアは、今、再開発が行われている中で、そういった大規模な工事をやられているところに、またもう一個工事を行うというのは、例えば、再開発をやっているところにうまく一緒に工事ができなかったのかというか、そういうところは検討されているのでしょうか。

○持田河川下水道課長

まず、都内でも浸水被害が発生しやすい、しにくいという場所があるというところでございます。これまで、区内で浸水被害が発生しているところは、大きく3エリアございまして、目黒川周辺、五反田のあたりのエリアと、こちらの西品川・戸越エリアと、立会川に沿ったエリアという形になってございます。

こういった下水道、河川の対策としましては、目黒川に沿ったエリアにつきましては、かなり前の時代から、区が施策をするなどの対策をしております、今50mmの雨が降っても、それで浸水というのはおそくないだろうというところでございます。

立会川のエリアにつきましては、今、下流部のほうで雨水放流管整備ということで、東京都がかなり大規模な工事をしております。あの施設ができ上がることで、相当の浸水被害を防ぐ効果がある。残りということで、今回の戸越・西品川地区の対策ということです。これらの対策をすることで、品川区内の浸水被害が発生しやすいところの対策というのは、相当進むのではないかと考えているのが、現状でございます。

続きまして、再開発のほうとの関係でございますが、それについては、設計段階での調整は、特に実際にはしていないところでございます。工事が最盛期になってきますと、ダンプトラック等の出入りで道路が込んでしまうということも考えられますので、そのとき、例えばどれぐらいダンプが出るのかというのは、そこに入った段階で少しそういった調整はしていきたいと思っております。

○石田（し）委員

ぜひ工事に関しては、同じようなエリアで何度も工事があると、そういうことの負担感もありますし、その辺を調整していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○飯沼委員

先ほど、平成25年以降の水害というお話だったのですが、私も議員になったばかりのときに、戸越銀座商店街と西品川一帯が水害に遭って、地域の方が大変な思いをしたことを鮮明に思い出したのです。この地域は、その後、どの程度の規模の水害が起きているのか、起きていないのか。上流部と中流部に貯留施設ができていて、そこでためておく。足りなくて、さらにという工事なのでですけども、どのくらいの水害が起きているのかということが1点。

あと、平成36年に上流部と下流部ができてつながるというご説明だったのです。先ほど来からの集中豪雨や、そういった異常気象の被害が多い中で、前倒しというか、早く進めていただきたいなという思いがあるのが1点。

あと、地下40mという意味では、かなり深度が深いところで、今、すごく複雑にいろいろなもので地下が掘られているといった中で、将来的な見通しというか、調整というのはどうされていくのか、わかったら教えてください。

○持田河川下水道課長

こちらの地区の水害でございます。一番大きいのは、平成11年8月に起きた水害でございます。それをきっかけとして、こういった貯留施設などがつくられております。それ以降、平成11年、平成12年、平成16年、平成22年に水害がありました。それで、平成25年にも少しあったということでございます。それ以降は、特に大きな被害は、我々のほうでは起きていないと考えておまして、貯留施設というのは、1つ機能として要るだろうといった事で整備を行い、また今回の抜本的な対策をすることで、雨に対してはより強くなると考えているところでございます。

あと、終わる時期につきましては、我々としてもできるだけ早く効果を出したいと思っておりますので、できるだけ早めにとっております。いかにせん工事の順番などもございますので、現在、検討した結果、平成36年頃を見込んでいるということでございます。

あと、地下の深いところの工事の調整でございます。やはり今、地下にもいろいろな施設が入っておりますので、そういったものをよけていくと、下水道管の負荷になってしまうということがございます。そういったところは、既に地下に地下鉄等があたりすることもございますので、そういうところをよけながら、現在の40mという立坑の深さが決まっているところでございます。

○伊藤委員長

ほかによろしいですか。

では、副委員長、どうぞ。

○あくつ副委員長

大きく2つお聞きしたいのです。まず、1点目が、西品川公園内に立坑をつくるということで、内径が10.5mの大きな穴があくということです。先ほどのご説明の中で、聞き漏らしていたら申しわけないのですけれども、西品川公園は、基本的に平成36年まで全部使えなくなるということなのでしょうか。

今日に向けて、私の会派の地元の議員に話を聞いたのですけれども、地元の方から議案に対しての異論というか、ご意見もあるようなことも伺ったのです。一部使えなくなるのか、全部使えなくなるのか、また、その辺についてのご意見は区に入っているのか、教えていただきたいと思っております。

○持田河川下水道課長

公園は、おおむね半分ほど、今回の工事で使う形になりますので、現在使えるエリアと比べて、半分ほどになってしまうという形でございます。

地元にご説明したときに、この場所を使われている団体の方や、イベントに使っていただいている方から、使えるエリアとして狭くなってしまうということでご意見がございました。これについては、我々としては、半分ほどは使えますが、残りの部分で何とか使っていただけないか、事業のほうに協力いただけないかということでご説明してございます。今のところ、所管とのやりとりをする中で、もっと大きくとか、もっと何とかというまでの話には至ってなくて、その辺については、区の事業ということもあって、一応協力していただけるような方向にはなっております。

○あくつ副委員長

地元の方も特に反対意見が燃え上がっているということではないと聞いていますので、丁寧にご説明をしていただき、これは必要な事業だと思いますので、しばらく辛抱していただくことに対して、理解を求めていくことも継続していただきたいということが1点目です。

2つ目ですけれども、これは立坑だけで3年間ぐらにかかる工事で、平成32年度までの債務負担行為ということです。そこにシールドの機械を入れて、この説明だと、上流部に向けて、シールドでどんどんガリガリ穴をあけていくということだと思うのです。その場合に、この工事の契約は立坑のみで、シールドの工事というのは、また新たに発注をされるのかなと思います。

そういう場合、実際に立坑をあけた業者と、横のシールド工事の業者が違うということが、まずあり得るのかなということが1つ。

実は、先日、区議会の有志数十人で、芳水小学校の建築現場を拝見させていただきました。かなり大規模な工事の建設機器がたくさん入っていて、それだけでもかなりの手間ですし、相当費用がかかっているなという中で、後々調べてみると、これが第1期工事ということで、今後、第2期工事も新たに発注すると。これが、もし万が一ほかの事業者が入札した場合に、これは決まりだから仕方がないのしょうけれども、この後の所管事務調査の契約のあり方にも通じるのですが、全て撤退して、また新しい業者が建設機器を入れるかということが、現実的に可能なかなと思ったときに、今回の工事に関しても、こういう場合、例えば、特命随意契約といったことは、まず区として考えられるのかどうか。その辺について伺いたいと思います。

○立川経理課長

大規模な工事の一部契約ということでございます。契約の原則としましては、公正性や競争性といったところが重要と認識しているものでございます。

実際、どうなのかということなのですけれども、基本的には、競争入札ということで考えます。但し、地方自治法で決まっていますけれども、競争入札をする効果がないような工事も、当然その中にはあると思います。そういった場合は、地方自治法の規定では、随意契約ができるということになっておりますので、そのまま現場の機材が使えるということになりますと、次の入札の機会では、当然有利になると認識してございます。

そういったところで、競争性というのが公平に競うことができるのかということもございます。そういったことも考えながら、どう発注していくかというのは、今後の課題なのかなと考えているところでございます。

○あくつ副委員長

我々も、特に私も現場を見なければ、議会としては、1億8,000万円以上のものについては、一つ一つの契約は分けたほうがいいのかという考えではいたのです。やはり至るところで大規模な機械が動いていて、ああいう現場を見たときに、パッケージで考えれば、そちらのほうが、おそらく

先ほどの入札の契約の金額も落とせるのではないのかなというところで考えたときに、いろいろな契約のあり方があっていいのかなという思いに至りました。区も、今、それはお考えということがありましたので、ぜひそれは研究を続けていただきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○伊藤委員長

公明党。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○伊藤委員長

共産党。

○飯沼委員

賛成します。

○伊藤委員長

民進党・無所属クラブ。

○石田（し）委員

賛成です。

○伊藤委員長

無所属品川。

○須貝委員

賛成します。

○伊藤委員長

ネット。

○吉田委員

賛成します。

○伊藤委員長

松澤委員。

○松澤委員

賛成します。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、これより「第74号議案 第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約」を採

決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

2 所管事務調査

契約のあり方について

○伊藤委員長

次に、予定表2の「所管事務調査」を議題に供します。

本日は、今期の委員会において決定いたしました調査項目のうち「契約のあり方について」の調査を行います。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

○立川経理課長

それでは、所管事務調査、契約のあり方について、お手元の経理課資料に沿ってご説明いたします。今回は、東京都で「入札契約制度改革の実施方針」というものが示されておりますので、こちらについてご説明いたします。

東京都では、公共工事に適用する入札契約制度について、本年3月に「入札契約制度改革の実施方針」を公表し、6月下旬から予定価格の事後公表など、新たな制度での運用を開始したところでございます。その概要についてご説明します。

まず、1、制度改革の経緯でございます。東京都の大型契約案件である豊洲新市場建設工事などでは、1者しか入札に参加せず、しかも、予定価格が99.9%で落札されるという結果でした。これは、都民から見て、競争性や公正性に疑念を持たれるのではないかという問題意識があり、対応が必要ということで、知事が代わったことでこうなると報道されております。

それで、「入札契約制度改革の実施方針」をこの3月に策定し、多くの入札参加者を確保し、適正な競争により契約締結されたことを都民にも見える形に再構築し、入札の透明性を高める必要があることから、3、実施事項としまして、予定価格の事後公表、JV結成義務の撤廃、1者入札の中止、低入札価格調査制度の適用範囲の拡大の4項目について実施するということになりました。

4、実施時期でございます。財務局の契約案件については、予定価格が建築工事で3億5,000万円以上、土木工事では2億5,000万円以上、設備工事では4,000万円以上のものでございます。こちらは、平成29年6月26日の案件の公表分から実施しているものでございます。

それから、各局契約案件は、下水道局など、公営企業局3局も含む財務局の契約案件以外のものが、10月30日公表分から実施しているというものでございます。

5、対象案件は、競争入札に付する工事請負契約案件で、物品および委託は対象外となっております。

6、平成29年度中検討、実施する事項としては、(1)「技術提案型総合評価の技術点評価方式や評価対象等の見直し」、(2)「公共調達手続や入札結果に関する事前・事後検証の強化」、(3)「入札の透明

性・公正性をより高めるために情報公開を充実」の3点としています。

7、実施方法は、1年間の試行として実施し、半年程度経過後に都政改革本部会議で中間報告を行い、翌年度以降の改善に向けた検証を進めるということでございます。

次に、8、実施方針の内容についてご説明いたします。

まず、「予定価格の事後公表」でございます。こちらの「目的・理由」としましては、事前公表制度は、これまで予定価格の漏えいによる不正行為の防止という面で大きな役割を果たしてきましたが、予定価格が事前公表の場合、予定価格付近の応札が可能であり、応札者が1者のみの場合には、競争性や公正性に疑念を持たれるデメリット、おそれがあるということ。

そのため、予定価格を事後公表に切り替え、適正な競争により契約が締結されたことを見える形にするということを目的にしているものでございます。

1、対象工事でございますが、予定価格250万円以上の競争入札案件。

2、事前公表する案件でございますが、不調が複数回発生した案件については、事前に予定価格を公表するというものでございます。

3、予定価格の公表時期でございますが、こちらは入札経過調書等の公表時に公表するとしています。

4、工事発注規模の公表でございますが、これは、入札参加の判断材料として、ある程度の金額ごとに発注規模を明示するということ。

5、再度入札の実施については、予定価格超過で不落となる場合に、同一日に1時間程度のインターバルをあけて、最大2回まで再入札を実施するということです。

6、発注図書の充実。こちらは、事前に公表する図面の詳細化、積算内訳書における数量表示や工程表の公表などでございます。

7、適切な見積もり期間の確保ということで、(1)提示開始時期は、発注図書等の提示開始時期の前倒しということでございます。それから、(2)見積もり期間の延長ということで、質問回答から入札締切まで、これまでより1週間程度延長するというものでございます。

それから、8、予定価格及び最低制限価格の漏えい防止策の強化ということで、こちらは事業者側・職員側それぞれに対策をとるものでございます。

それで、つい先日なのですけれども、10月23日の新聞報道等がありまして、これまで財務局案件だけで実施していた契約状況について、公表された部分がありますので、そちらもあわせてお話しいたします。

まず、予定価格の事後公表ですけれども、10月31日現在の施工状況では、平成28年度の落札率が、99%以上の件数の割合は、13.4%であったものが、今年度は、現在のところ8.3%になっております。

また、平均落札率については、平成28年で93.2%であったものが、現在は94.0%である。

また、応札者が予定価格を超過した割合が36.3%で、件数としましては、163件なのですけれども、そのうち不調の発生率は31件で19%。前年度の不調発生率9.9%から、ほぼ倍増しているということで、工期に影響が出ているものと推察されています。

続きまして、「JV結成義務の撤廃」でございます。都では、JVの結成を義務づけている比較的大規模な工事においては、国や他の自治体に比べ、入札参加者が少なくなっている現状があり、JV結成義務が入札参加の制約になっていると考えられることから、混合入札の導入により、より多くの事業者が入札に参加しやすい環境を整備するとしています。

1、対象工事でございます。こちらは、建築で6億円、土木で5億円、設備で2億5,000万円以上で、これ以上の金額でありますと、JV結成義務を撤廃して、プラス総合評価方式を組み入れるということで、中小企業が構成員となるJVには、若干の加点をするというものでございます。

それから、2、WTO案件。こちらは、24億7,000万円以上の案件でございますが、JV結成義務は撤廃するという事です。

3、参加条件の緩和でございます。こちらは、意欲と能力のある中小企業が単独でも入札に参加できるようにするもの。

4、JVの構成員数は、案件の価格帯に応じて、原則2者または3者にしています。

5、JVの出資比率につきましては、これまでは、各出資比率があらかじめ定められていたのですが、今回から構成員のうち、最下位者の出資比率の下限のみを定めて、あとは出資の割合は共同企業がそれぞれに考えていくという制度に変わりました。

それで、10月31日現在の入札状況でございますが、参加条件の緩和により、JV対象工事35件中、入札中止または不調が8件ありましたが、35件中、JVでの落札が10件、単体での落札が25件という結果になっています。

また、単体25件のうち15件は、いわゆる中小企業が単体で受注したというもの。そのうちの2件は、従来は代表者として中小企業が参加できない価格帯でしたが、ここにお示しているように、資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業が落札したという報道がなされています。

続きまして、「1者入札の中止」でございます。こちらは、競争性が都民から見えにくい1者入札を中止し、入札の競争性・透明性を向上させるものでございます。

東京都や特別区では、これまで入札に関する業務は入札参加の申し込みや入札書の提出について、インターネット経由で行う、通称電子入札を行ってまいりました。これは、平成15年度から東京都では順次実施しているものでございます。

これまで行われていた入札というのは、入札者同士が顔を合わせて、入札室で値札を入れるということでした。それに比べて、電子入札については、他の応札者が誰なのか、また何者が応札しているのかが不明確になるため、各企業に対し、潜在的な競争圧力がかけられた中で札が入れられていると言われております。申し込みが何者あるか明らかにならないため、競争性はあるとされているのですが、その競争性は潜在的で、入札経過にあらわれないため、東京都では公正性に疑念を生じさせるおそれがあるという認識でございます。

「主な内容」の1でございますが、入札手続を中止する場合。こちらは、希望申請時に希望なし又は希望1者の場合は、入札手続を途中で中止するものでございます。

2、入札手続を中止しない場合でございますが、こちらは希望が2者以上ある場合、実際に札を入れる者が1者であっても中止しないというものでございます。

3、中止した案件の再発注でございます。(1)は、参加条件を緩和して、技術要件等を見直し、緩和を図るものでございます。

(2)1者入札可です。こちらは、中止の連続による事業の停滞を防ぐため、希望が1者でも、入札を中止しないというもの。

それから、(3)予定価格事前公表でございます。こちらは、再発注3回目以降は事前公表にすることでございます。

都の公表した10月31日現在の状況によりますと、平成28年度においては、553件中132件

で1者入札が実施されたのです。これは、約23%です。平成29年度は、これまで204件中の39件、約19%が中止になっているということでございます。割合としては、それほど違わないのかなと思っております。

それから、続きまして、「低入札価格調査制度の適用範囲の拡大」でございます。この制度は、地方自治法施行令で定められているもので、工事請負契約において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものの、当該申し込みにかかわる価格帯では、そのものにより当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合、またはその契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申し込みをした者を落札者とする、というものでございます。受注者の約9割を占める中小企業のダンピングなど過剰な競争による弊害を防ぎ、持続可能な公共調達環境を確保するため、大規模工事を取り扱う財務局契約案件について、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大し、工事品質を確保しつつ、より競争環境を高めるというのが目的でございます。

1、対象工事でございますが、こちらは財務局契約案件のうち、建築で4億4,000万円、土木で3億5,000万円、設備で2億5,000万円以上の工事について、工事品質を確保しつつ、より競争環境を高めるため、この制度の適用範囲を拡大したというものでございます。

2、最低制限価格の適用に関する臨時的措置は終了、ということで、この終了した理由というのは、不調率の改善や近年の大手や中堅企業の業績改善を踏まえて中止したというものでございます。

3、低入札価格調査制度の運用厳格化でございます。こちらは、平成26年に公共工事の品質の確保の促進に関する法律の改正趣旨を踏まえ、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保、ダンピング防止を実現するためのもので、(1)工事成績判断基準の導入として、過去3年間の工事成績評定で65点未満のものがあつた者は失格とする。

続きまして、(2)特別重点調査の失格基準化として、特別重点調査というのは、入札額が低入札価格調査基準を下回り、かつ、その費目別内訳が発注者の積算額の一定割合以下である場合に実施するもので、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費等の55%を下回った場合には調査をするというのが特別調査なのです。しかし、この調査をしないで、金額が下回ったら即失格にするということで、金額による縛りを設けたということでございます。

(3)書類不備による失格。こちらは、書類不備は一切認めなくて、再提出も認めなくて、即失格にさせる。

それから、(4)社会保険未加入対策の強化ということで、見積書に法定福利費を別枠計上する欄があるのですけれども、そこを計上していない場合は、即失格。

それから、(5)増員の技術者の取扱いで、増員の技術者を配置しない又は正当な理由なく交代した場合に指名を停止するというものでございます。

それから、(6)契約後の追跡調査の厳格化ということで、施工後の報告書提出の厳格化として、未提出の場合は指名停止する。こういった厳格化をすることで、下請に参加する中小・零細企業に不当なしわ寄せを生じさせないようにするということが見られます。

それで、平成28年度には対象案件が51件ありまして、このうち、実際に価格調査にひっかかったのが、8件の15.7%であつたものが、平成29年度は、67件中、23件で、34.3%となつたということでございます。

低入札価格調査範囲の拡大により、適用対象件数および調査実施の件数は大幅に増えたということで

す。実際に調査件数が増えたのですけれども、全てが失格基準に該当したため、実際に落札できた業者は、今のところゼロということでございます。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご意見、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

ご説明ありがとうございました。

これは、東京都で「入札契約制度改革の実施方針」を公表したということで、今やり始めて、部分的に比較して、成果や変化を教えていただいたのです。これと、品川区の契約制度がどう影響してくるのか。例えば、A3のサイズに4項目ありますけれども、こういったところで品川区に直接影響というか、変化をもたらすものがないのかどうか。その辺を教えてください。

○立川経理課長

契約制度につきましては、地方自治法、または地方自治法施行令に契約制度の大枠が定められております。その大枠を外れない限りは、各地方自治体で制度の中身は独自に運用できるということでございます。東京都が今回、制度改革を試行しているということでございますけれども、品川区に直接影響があるかという点、品川区は独自の契約制度を有しているということでございますので、直接すぐには影響はないということでございます。

○飯沼委員

ご説明いただいたのですが、なかなか1個1個がわからない、難しいなと思っているのです。プロの課長自身が、ここの部分は品川区に取り入れたほうがいいであろうと思われるものはあるのでしょうか。

あと、かなりチェックが厳しくなりますね。そういった意味で、品川区の場合、こういうものが導入されてチェックする場合、職員は現状で足りていくのか、もっと必要になるのか。その辺も教えてください。

○立川経理課長

それぞれの制度なのですけれども、もともと東京都と同じ方式でやっている部分とやっていない部分がありますので、少しその辺を説明します。

まず、予定価格の事後公表なのですが、こちらは1,000万円以上の予定価格については、事前公表としております。1,000万円以下のものについては、予定価格を公表しておりませんので、そういった運用になっております。

それから、JVの結成義務につきましては、金額の基準は違いますが、JVの結成義務は品川区でも実施しているものでございます。

それから、1者入札の中止でございますが、品川区では原則2者以上の入札ということで実施しております。少額のものについては、1者でも入札を認めてございます。ただ、1者入札になる案件というのは、昨年度実績はほとんどなかったという現状があります。

それから、低入札価格調査制度でございます。こちらは、品川区では導入しておりません。理由としては、この制度は事業者も区側もかなりの事務負担がかかるということと、落札者の決定までに、調査をしなければなりませんので、それ相応の日数がかかるということで、こちらは最低制限価格制度を運用して、十分効果を上げている。これは、ダンピング防止対策ということでございますので、最低

制限価格制度で効果を上げているということで、こちらは導入しておりません。

それから、チェックの話なのですけれども、契約コストのような話になるのです。結局東京都の実施状況を見ていますと、やはり落札者を決めなければいけないときに決められないというのが、かなり数字として出ております。そういう意味では、いわゆる事業の停滞というか、予定どおりに行かない可能性がこの制度により高まってきているのかと思います。実際に再入札になりますと、事業者も役所の担当者も、それなりの事務負担がかかりますので、全体的な契約コストというのは、その分高まるのかなと認識しているところでございます。

○飯沼委員

なかなか落札業者が決まらないうちでも工事も遅れて大変かなという面が出てきているということなのです。契約をチェックする意味で、談合などは本当に防止していかなければいけないという意味で、東京都でJV結成義務の撤廃が談合を防いでいく方法だと考えているというのを聞いたことがあるので、そこがわかかったら教えていただきたい。

それから、表の真ん中の対象工事のところに金額が書いてありますけれども、JV結成義務の撤廃プラス総合評価方式で中小企業がJVの構成員になっている場合は評価に加点していくという総合評価になっているというのです。こここのところ、ほとんど制限付き一般競争入札の手法でやっていると思うのですが、現在、品川区において総合評価方式でやっている部分がどのくらいあるのか教えていただきたい。

あと、JV結成義務の撤廃をしていくと、例えば品川区の場合だったら、今はJVをやっているわけですが、こういう方法になった場合、区内の意欲と能力のある中小企業にとって有利になっていく中身なのかどうか。品川区に照らして教えてください。

○立川経理課長

談合防止になるかどうかですけれども、JVの結成方式というのは、自主結成方式といまして、申し込みの前の段階で企業がそれぞれに声をかけ合って結成するというところでございます。それが談合につながるかということにつきましては、正直わかりません。

続きまして、区で実施している総合評価の割合なのですけれども、実際、競争入札に付する案件は年間の工事では全体で300件くらいです。今は、総合評価方式は、大体1割弱実施しているところでございます。こちらは、毎年少しずつ拡大していく必要があると認識しているところでございます。

それから、JVの結成義務を撤廃したときにどういった影響があるかでございます。例えば、小学校の建設工事などでJVを撤廃した場合には、準ゼネコンクラス以上でないと請け負える工事ではないと考えられております。中小企業が丸きり工事に絡められなくなるということになります。よくて下請として参加できる程度かなと考えております。

○吉田委員

すみません。今の質疑で理解できなかったのですけれども、JV結成義務の撤廃ということで、義務を撤廃するのだと思っていました。だから、JVを結成することは可能と理解していいのでしょうか。

○立川経理課長

これは、義務を撤廃するのであって、JVとしての参加を拒むものではないです。ですから、今回、東京都においても、35件中10件はJVが受注しているというものでございます。

○吉田委員

確認ですけれども、大きな工事でも自発的にJVを結成して受注することは可能と理解してよろしい

でしょうか。少し確認させてください。

○立川経理課長

これまでどおり、JVでの受注は可能ということでございます。

○吉田委員

すみません。その続きなのですが、東京都の場合は、JV結成義務がいろいろな企業の参入を妨げているのではないかという理解なわけです。品川区の場合は、そういうことは感じてはいないということで、このまま継続されるつもりと理解していいでしょうか。

○立川経理課長

JVを何のために結成しているかということとかかわる話でございます。こちらは、区内の中小企業事業者の育成であるとか、一緒にやることで技術交流をしてもらおうとか、区内中小事業者の育成、発展に資するという目的で実施しているものでございます。当然、金額だけで考えて入札を実施した場合、JVというのは調整の手間などがかかりますので、簡単に言ってしまうと、単体で受けたほうが、経費的には安くなるかと思えます。それは、皆様ご認識のところと思えますけれども、そういった金額だけを目的に実施しているものではないので、品川区としましては、JVの結成義務については、このまま続けていきたいと考えております。

○須貝委員

今、JVのお話がありましたが、確かにJVを組めばコストが高くなるということで、あくまで我々が聞いた話ですが、JVを組んでも、大手の会社、ゼネコンは仕事をしているけれども、中小企業の方はあまり実際の作業にはかかわっていないといううわさまで我々の耳に入ってきているのです。

今、育てるということですが、もうそういう時期から少し離脱しないといけないとも思います。やはり品川区内の工事をやるのでも、入札する方も東京都全域、または関東圏も含めて競争させて、もっと入札する企業が数者ではなくて、10者、20者、30者、場合によっては50者とかかわってくるような入札制度にしないと、そこに競争原理は生まれにくいから難しいのではないかなという気がします。

今、一般的に、民間会社の場合には、入札予定価格は提示しないですね。提示しないで、それぞれが予定価格がない中で入札金額を出してくるという中で、どこが入札するかわからないですから、適正な金額と思われる価格を提示するようになって、より入札が公平な感じがするのです。

仮にJVで、区内業者としての支店があるからJVを組んでいるとか、現実、品川区内に会社があっても、その従業員の方たちは品川区内に在住しているのかどうなのかということを考えると、そういう小さな枠ではなくて、東京都または関東全域の業者が入札に参加するような仕組みに持っていくべきではないかなと思いますので、後でご見解をお聞かせください。

それから、積算に関しても、事前に大体情報はわかっているわけです。なので、私はそんなに金額が離れるとは思えないので、やり方を変えていただければと思うのです。その辺、いかがでしょうか。

それと、あともう一点。中間検査については、おそらく設計の方がやっていると思うのですが、そこをもう少し強化して、ちゃんとその材料を使っているのか、図面どおりの工事を行っているのかという、そちらも区では細心の注意を払ってやっていると思うのですが、そちらに目配りをすれば、安い価格で競り落として手抜きをするということもなくなるのではないかなと思うのです。そこら辺の検査システムはどうなっているのですか。その辺についてもお聞かせください。

○立川経理課長

まず、参加者の地域要件というお話かなと思うのですが、当然、地域要件を限定しなければ、参加者

が増える可能性は高まるかなということでございます。

ただ、地方自治体におきましては、法律のほうでも、地域というものについては、当然考慮して発注をかけるということが決まりになっております。東京都は東京都全体で、品川区は品川区全体で、事業者が集まるのであれば、そういった地域要件は重要かなと考えているところでございます。

案件によりましては、当然そういった地域要件では事業者が集まらない、区内業者だけでは施工できないという案件もございますので、そういった場合には、適宜地域要件を外して発注しているところでございます。

続きまして、積算につきましては、国の積算基準、東京都の積算基準、また品川区の積算基準、その3つを総合して、適正な価格で発注するということが基本でございます。これは、事前公表であろうが、事後公表であろうが、きっちり役所としては積算基準が定められているというところでございます。

それから、検査を強化すれば、安くてもいいのではないかという意見。これを認めてしまいますと、当然総額が少ないということですので、どこかにしわ寄せが来る可能性が高いと考えているところでございます。

○須貝委員

いつも思うのですが、品川区は公共施設をつくったり、学校を立て直したり、頻繁にやっている中で、我々は何度か不調に終わったとか、入札者が1者しかなかったという話を聞いている。非常に残念に思うのです。やはりこれだけ品川区は予算、資金があるから、それぞれ公共工事云々を進められるのですから、本当に入札にあたっては、20者、30者が当たり前でいいのではないかと思うのです。

ところが、今日も3者しか載っていない。これを見ると、何かおかしいのではないかなと、先ほど、少し談合という話もありましたけれども、電子入札にしる、一般の競争入札にしる、何者もないならば、皆様、電話で連絡なんかいくらでもできるような状況にあるではないですか。そうすると、それを解消するならば、品川区は品川区内で、地域は地域でとおっしゃいましたけれども、実際にそこで働いている人は品川区民とは限らないので、本当に広い範囲に住んでいる方が働いているというのが現実です。例えば、群馬県、栃木県から労働者が来ているという話を、我々も直に聞いています。もう品川区という小さな枠にとどまらず、大きな枠で入札に参加できるような仕組みづくりをしていくべきではないかなと思うのです。もう一度お聞かせください。

○立川経理課長

地域要件につきましては、それぞれの自治体で設けております。品川区だけが地域要件を外すとなると、これもまた難しい話かなと考えてございます。

いずれにしましても、今後、日本全体の契約制度がどういった方向に行くのか。それから、国土交通省がどういった考え方を示してくるのか。そういったことも参考にしまして、いわゆる地域要件については、今後とも研究していく必要があるかなと考えているところでございます。

○須貝委員

最後に1点だけ。今回、東京都の入札不調というのは、新聞報道でも出ています。9件のうち、2件しか入札参加者がいなくて、7件は不調。今、これだけ公共工事、民間のマンション、デベロッパーが動いている中で、あまり厳しい条件を提示すると、逆に工事ができなくなるのではないかなと。それは、誰が考えてもわかるのです。忙しくても人がいない中で工事が動いて、さらに厳しい入札制度を設けてしまうと、やはり東京都みたいに行き詰まるということがありますから、おそらく経理課でしっかりやられていると思いますけれども、品川区も今はあまり強気になれないのかな。私もそう思いますので、

適正な、または経理課でしっかりした入札制度、また改革をやっていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高橋（伸）委員

東京都の入札契約制度の改革ということで、「実施方針の内容」のところでは、「予定価格の事後公表」の6の「発注図書の充実」、「図面の詳細化、積算内訳書における数量表示や工程表の公表など」と記載してあります。品川区は、結構図面の詳細化、そして、積算の内訳も細かくやっていると思うのです。その辺のところを確認させていただきたい。

それと、8の「予定価格及び最低制限価格の漏えい防止策の強化」というところで、区としては、事業者側と職員側にそれぞれ対策を講じますとうたっているのです。現在、どういった漏えい防止策の強化をしているのかお聞きしたいと思います。

それと、あともう一つ。我が会派にも、いろいろと入札のことについては、建設4団体の方からも、区内業者にぜひ仕事をいただきたいという要望もあるのです。建設4団体の方に対して、東京都の制度内容のお知らせは、契約係のほうでやっているのか、あるいは所管が違いますけれども、建築課なのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○立川経理課長

まず、「発注図書の充実」ということですが、こちちは、具体的には積算内訳書をより詳細にするということでございます。例えば、今まで一式で出していたものを、平米数や材料を細かく仕様書に記載するというところでございます。品川区では、その辺はなるべく細かく出すという方針でやっているところでございます。

予定価格の漏えいの防止策です。東京都では、事業者側に対しては、探り行為に対する措置を新設するということです。

それから、談合等不正行為に対する指名停止期間の延長、それから、談合等不正行為に該当した場合の賠償金額の引き上げ。こちらは、現在、10分の1であるのを、10分の3にするということでございます。

それから、職員側に対する対策としましては、庁内に事案発生時の通報を行う仕組みをつくって、報告を徹底させるということと、情報漏えい時における懲戒処分を実施するといった内容でございます。

それから、4団体への周知でございます。各団体とも、東京都の制度改革の内容については、かなり研究されているところです。また、東京都の入札に参加されている方もいらっしゃいますので、実際、6月に事業者向けの説明会が東京都で実施されております。東京都の制度でございますので、区から周知するというものではないかなと認識しております。

○飯沼委員

すみません、「低入札価格調査制度の適用範囲の拡大」というところなのですが、3のところに「低入札価格調査制度の運用厳格化」とあります。この項目一つ一つはとても大事な項目だと思うのですが、先ほど、課長のご説明だと、調査が大幅に増えているという事でした。その中で、調査がいつ行われるのかということと、項目を厳格にしていくと、失格になってしまうという意味においては、結構失格というか、怪しいというか、問題を抱えているところが多いのではないかなと思われるのですが、その辺はどうでしょうか。

○立川経理課長

この項目なのですが、実際、失格した案件のうち約半数が新設の失格基準に該当したというこ

と。こちらは、工事成績や数値的基準にひっかかったというものになります。それから、それ以外については、提出しなければならない書類が提出されなかったということでございますので、実際、東京都が調査した結果、失格にしたというわけではなくて、こういった項目にそれぞれひっかかって、即失格になっているということです。調査によって時間がかかっているという案件は、現在のところはないというものでございます。

○あくつ副委員長

今回の調査項目については、うちの会派から出させていただいて、採用していただきました。議会において、都の制度ではありますけれども、区内の業者から非常に強い要望をいただいております、この案が3月に出てから、他の会派のほうにも行っていると思うのです。

先ほど、品川区には今のところ影響はないというお話でしたが、「東京都が風邪を引けば、品川区も必ずくしゃみをする」こういう言い方をする方もいました。大変失礼な言い方かもしれませんが、これがもし順調に行くのであれば、おそらくそういう流れもあったのでしょう。

いわゆる透明性を確保するという、大変耳触りがいい内容ではあるのですが、今まで積み重ねてきたものの議論や、ぎりぎりですまざまやってきたことが、これで覆されてしまうという危機感を、区内の中小企業の方は今でもお持ちです。そういう意味で、いろいろなご意見を今拝聴しておりましたけれども、そういったことを区議会としても勉強したいなという思いで資料を見させていただきました。

まず最初に伺いたいのが、都では既に大井ホッケー競技場の入札が都の発注で終わっていると思うのです。これが、どういうところがとって、また、そこにはJVも参加していたのかどうか。もし情報があれば教えていただきたいです。

○立川経理課長

大井ホッケー競技場の入札状況につきましては、把握しておりません。

○あくつ副委員長

私が知る範囲では、入札は単体の事業者、品川区の企業が入ったJVが参加をしたのですが、金額の関係で、単体の菊池建設という区外の業者がとられた。こういうことはあってもいいことだとは思のですが、これは金額ではなくて、いわゆるオリンピックのレガシーに携わらせていただきたいという、品川区内の建築事業者の思いが非常に強いものがあったのです。これが、降って湧いたようなJV結成義務の撤廃というところで、単体で、先ほど、課長からもお話があったように、単体のほうが割安ですから、大手は1者でやりたいと思うのは当然のことです。割高になってしまうJVが臨めば不利になるのはわかっていたことで、そういうことも発生している。品川区に影響が出ているということは、1つ指摘しておきたいなと思います。

それと、あと、予定価格の事後公表というところで、先ほど他の委員のご発言の中で、今、適正な価格については出ているはずだというご発言もありましたし、区からの答弁は当然そうなのです。私の言葉で言うのも何ですが、都政新報の昨日のものを見れば、また、報道でも出ていましたけれども、豊洲の土壌汚染の追加対策工事。これは、4件中3件が入札不調となって、結局、もう一回出したけれども、その際には予定価格を4割上げて出したわけですね。そのときには、業者の入札価格と都が事後公表した予定価格に乖離があった。これは、都が認めているわけです。

だから、先ほどおっしゃられたような発言というのは、まさに現実を見ていないというか、国で出しているいろいろな単価や資材の金額といったものが、本当に刻々と変わっていく中で、それが本当に適切に反映されているのか。これは、何度もうちの会派やほかの会派からも、何度も議会で指摘がありま

した。やはり議会としても、これをしっかりと認識していくべきだと思うし、役所としても、当然適切な価格で出していますと言うのはそうだと思うのですが、それについて、この3月に実施方針が出たときに、私どもも、また都議会の自民党も、特に都議会の自民党は非常に分厚い見解、非常によく練られたものを発表しているのです。

もし予定価格が適切であるならば、予定価格に近い金額で入札するのは当たり前のことです。99%になっても当たり前のことで、それをもって問題にするということ自体、この制度がおかしいのだという論理で出されているのですが、そのとおりです。

ですから、今回、改革というところで4項目出ていますけれども、今、品川区は1つも採用されていないというところで、ここに来て、都でもほころびがかなり出てきている、破綻をしているということが明らかになってきた。私1人でしゃべって申しわけないのですけれども、そういうことで、今後の23区、また東京都の各自治体において、これがトレンドになるということは考えにくいのですが、ぜひこれはしっかり我々も認識をしていきたいなという部分があります。

それと、都の方に言わせれば、都職員の1人は、これは裏はとれないですけれども、都政新報によれば、「よい方向に進めるのが改革だが、結果として失策になっている」と。先ほど、電子入札の話もありましたけれども、「電子入札を行っていて、競争性が確保されているのに、1者入札を禁止するのは改悪でしかない」ということもはっきりと言っているという部分もありました。

非常に耳触りがいいというところでは、申しわけないのですけれども、2009年から2012年まで政権交代があったときに、いわゆる公共工事は悪だということで、「コンクリートから人へ」という言い方で全国の公共工事を半分にしたことがありました。別に特定の政党を責めるつもりはないのですけれども、それによって、一気に品川区も含めて、職人の仕事がなくなりました。何度もこの議会でも繰り返してきましたけれども、職人はコンビニの店員より給料が少なくなりましたということがありました。

あとは、建設業界にかかわる方は大変裾野が広くて、日本の経済に非常に影響が出るというところで、政権交代をして大分景気がよくなってきたけれども、「仕事を増やしたからやってください」と言っても、その職人たちは戻ってきませんし、それを品川区の中小企業の方から何度もお伺いしました。「あのせいで大変な状況になった」と。「やっと景気が上がってきて、今ここまで来たのに、またこういうことを都が始めている」といったご意見もある。すごく戦々恐々とされているわけです。

中小企業に対しては、「これは中小企業のためだ」と言っていますが、繰り返しになりますけれども、耳触りがいいということで、全く現実を見ていない。仕事をとれるのは、先ほど言った単体で、全国トータルで仕事をとれてバランスがとれるような大手の企業であるとか、もしくは品質を確保できないようなダンピングをする事業者、こういうところしか、もしこれを厳密にやっていけば、実質とれなくなってくるわけですね。

実は、この前の決算特別委員会のやりとりを聞いていたら、自民党の本多委員から、ここについての質問が何度もあって、品川区としては、今考えていないという答弁がありました。この調査に先立って、そういうご答弁を私も聞きましたので、若干安心した部分はありました。これは、私の会派としての意見ですけれども、ぜひ現実を見た契約制度を実施していただいて、品川区内の中小企業をしっかり守っていただきたいということが私の意見です。

○伊藤委員長

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

では、ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

3 その他

○伊藤委員長

次に、予定表の3「その他」を行います。

まず、本定例会の一般質問にかかる所管質問ですが、本定例会の一般質問中、総務委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問項目、それから、質問内容をこの場でお伺いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者から答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも、議論に加わっていただくということで進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

では、いらっしゃらないようですので、一般質問にかかる所管質問について、終了いたします。

次に、その他で何かありますでしょうか。

○柏原企画調整課長

私のほうからは、口頭になりますけれども、東芝病院の病院機能の存続についてということでご報告させていただきます。

前回の本委員会におきまして、東芝病院の事業が医療法人社団緑野会に譲渡されるということで、基本合意書が締結された旨のご報告をさせていただきました。

区といたしましても、新しい事業者に対して、病院の機能が継続されるようにということで、今後も事業者へ申し入れをしていくということではございますけれども、東京都が病院の使用に関しての許可の権限を持っているところがございますことから、東京都に対して、病院機能の存続について、要望書を区長名で出したいということで、今準備を始めているというご報告でございます。

地域の方等々からも、病院機能の存続について、区として望んでいるのかといった問い合わせも来ているといった状況がございます。そういったところからいたしましても、要望書を提出して、病院の機能の存続を要望していきたいということでございます。

予定といたしましては、12月上旬くらいには、東京都に出したいという方向で予定しているものでございます。

私からは以上でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件について、特に確認する等ございますでしょうか。

○高橋（伸）委員

東芝病院の存続ということで、議会としても平成29年2月6日に東芝病院の存続に関する要望書を提出していますので、今回も議会として要望書を提出していただきたいと思っております。

以上、お願いします。

○伊藤委員長

それでは、そのとおり取り扱いさせていただきます。

以上で、本件を終了いたします。

その他で何かありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

それでは、以上で本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時の開会となりますので、よろしくお願いいたします。

以上で総務委員会を閉会いたします。

○午前11時56分閉会